

各居宅介護支援事業所 管理者 様

江戸川区福祉部介護保険課

訪問介護の通院・院内介助等について(通知)

標記の件について、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

| No. | 項目  | 取扱い   |
|-----|---|---|
| 1   | 院内介助について  | <p>院内介助は基本的には院内のスタッフにより対応されるべきですが、適切なケアマネジメントを行った上で、具体的な院内介助の必要性が確認されている場合は、算定可能とします。<br/>単なる待ち時間はサービス提供時間には含まれません。</p> <p>① 適切なケアマネジメント<br/>② 院内スタッフ等による対応が難しい(病院側と院内介助について調整した結果、病院スタッフでの対応が難しいと確認した経緯・内容を記録しておくこと。病院からの書面は不要。)<br/>③ 利用者が介助を必要とする心身の状態であること</p> <p>上記①～③について、アセスメント、サービス担当者会議の記録等からも院内介助の必要性が認められ、居宅サービス計画、訪問介護計画にも院内介助を位置付けていることが必要です。また訪問介護のサービス提供記録には、院内での所要時間、そのうち算定対象となる介助内容と時間も明確に記録してください。</p> <p>※診察室、レントゲン室、検査室等での院内介助も含みます。</p> <p>(参照「訪問介護における院内介助の取扱いについて」平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡)</p> |
| 2   | 院内だけの介助について   | <p>居宅での援助がなく院内介助のみの援助は算定できません。</p> <p>通院・外出介助は、往復または片道でも居宅において行われる援助がある場合において、一連のサービス行為とみなして算定可能となります。</p>  |
| 3   | 透析等の通院準備の援助を居宅で行った後、利用者は病院の送迎車で、ヘルパーは自転車等で病院に行き、引き続きヘルパーが院内介助を行った場合について | <p>居宅の援助と院内の介助を合わせて一連の行為とみなし、算定可能となります。透析室等の院内介助についても、No.1とNo.2と同様の取扱いとします。</p>   |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 4 | 通院からの帰路の買物について | 買物が帰路途中で、かつ日常品の買物が合理的である場合に、算定可としますが、適切なケアマネジメントを行った上で、居宅サービス計画、訪問介護計画にも位置付けていることが必要です。  |
| 5 | 通院時間中の食事について   | 通院時間はあまり長時間にならないよう、身体的な負担を考慮する必要があります。やむを得ず通院時間が長時間に及び、健康面から食事摂取が必要になり、食事介助を行った場合は必要に応じて算定可能ですが、サービス提供記録に介助内容と時間を記録し、ケアマネジャー等とも確認をした上で、算定してください。 |

問い合わせ先

江戸川区福祉部介護保険課指導係

電話 03-5662-0892

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各計画相談支援事業所 管理者 様

江戸川区福祉部障害者福祉課

同行援護と介護保険の訪問介護について  
(身体介護中心型における通院介助と通院等乗降介助)

40歳～64歳介護保険第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者のうち、概ね要介護1以上の方が通院の支援を希望される場合の障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について、以下のとおりとなります。今後、同行援護を利用される場合はご注意願います。

記

【通院支援のサービス利用可否】

|                   | 同行援護       | 訪問介護/<br>身体介護中心型 | 訪問介護/<br>通院等乗降 介助 |
|-------------------|------------|------------------|-------------------|
| 定期的な通院            | × ※1       | ○                | ○                 |
| 突発的な通院            | △(必要に応じて○) | △(必要に応じて○)       | △(必要に応じて○)        |
| 院内介助 ※2           | ×          | ×                | ×                 |
| 居宅内での外出準備と外出後の片付け | ×          | ○                | ○                 |
| 居宅・病院以外を出発点とする支援  | ○          | ×                | ×                 |
| 通院の往復の間に買い物や食事をする | △(必要に応じて○) | △(必要に応じて○)       | ×                 |

※1 同行援護の利用方法として、通年かつ長期にわたる外出は利用できません。

日用品の買い物、銀行での入出金、理美容、冠婚葬祭、嗜好品の買い物など余暇活動等とされています。例えば、透析通院や慢性病で1～2か月に1度の定期通院、また施設訓練の利用は相応しくないと考えます。

※2 院内介助は本来医療保険（健康保険証）で、医療機関側から提供されるべきサービスです。サービスを提供する前に病院側と院内介助の必要性について調整するようお願いいたします。調整の結果、通院先に院内介助の体制がなく、「単なる待ち時間」を除き、以下のような具体的に介助が必要と認められる場合には、ケアプラン、サービス等利用計画にその理由が明記されていることを根拠とし、院内介助を認めることとします。

- ① 鬱病等の精神疾患で、声掛けの支援をしないと利用者が精神的に不穏になる。
- ② 目や耳に障害がある等、診察室内でも介助が必要である。
- ③ 他科受診がある場合等の移動介助やトイレ介助が必要。

《問合せ先》

障害福祉課 身体障害者相談係 TEL 03(5662)0052